論文

清代における地方志の編纂と地方官

――同治『會昌縣志』の編纂をめぐって

小 林 幸 夫

Yukio Kobayashi

The Mandarin for the Compiling of Local History in Qing Period

与と、地方志の編纂に対して示す積極的な意義付けとの関係を明らかにしていく。即して検証し、地方官が、地方行政機構の指揮・命令系統の中で義務づけらる参個々の地方志により多様であった。小論はこれを、具体的な地方志編纂の事例にで進められるのが通例であったが、地方官の関与のしかたは、時期により、またで進められるのが通例であったが、地方官の関与のしかたは、時期により、またで進められるのが通例であったが、地方官と地方の紳士・知識人の連携の下清代における地方志の編纂・刊刻は、地方官と地方の紳士・知識人の連携の下

キーワード:地方志 地方官 紳士 稿本 定本

はじめに

は、清代後期に至っても、地方志修刊事業が地方行政組織の指揮系統地方紳士層の意向を反映していくことを論じてきた。しかし、一方に刊事業における地方紳士の役割が増大していくこと、地方志の内容は化していく過程で、地方官の関与は形式的なものになり、地方志の修地方志が詳細かつ正確な記述を追求するようになり、量的にも大規模地方部計との協力関係の下で進められた。筆者は前に、清代中期以降、地方神士との協力関係の下で進められた。筆者は前に、清代中期以降、地方における地方志の編纂は、その多くの場合において、地方官と

方官の関与の実態を明らかにしていきたい。
小論は、この江西省での「官修」地方志の具体的事例を検討し、地の江西省での地方官僚機構主導の大規模な修刊事業の展開があった。

同治『會昌縣志』の修刊

清末、太平天国期の戦乱を経て、長江流域の各省では、資料の散佚に対処するため地方志の修訂が主導して広範囲の修刊事業が実現したのは江西省だけであった。江西巡撫劉坤一は、雍正一○(一七三二)たのは江西省だけであった。江西巡撫劉坤一は、雍正一○(一七三二)たのは江西省だけであった。江西巡撫劉坤一は、雍正一○(一七三二)の修訂が必要と考え、省志の修訂が行われたが、その中で巡撫を頂点とすしても、次のようにそれぞれ新志の修訂に取り組むよう下命したとさしても、次のようにそれぞれ新志の修訂に取り組むよう下命したとさしても、次のようにそれぞれ新志の修訂に取り組むよう下命したとさしても、次のようにそれぞれ新志の修訂に取り組むよう下命したとさいが、そのは、資料の散佚に対処すると、

請し、各おの舊志以後の事蹟を將て迅速に採訪し省〔局〕に送り並びに各府・州・縣に刊發し、飭令して章程に査照し、名宿を延

るを期せしむ。

ど全ての府・州・縣で新志が刊刻されている。に行われ、これから光緒年間の初めに至る数年の間に、省内のほとん通志續修の奏請と各府・州・縣に対する檄示は同治九(一八七〇)年

江西省の最南部に位置する贛州府では、知府魏瀛の下で建昌府南豊江西省の最南部に位置する贛州府では、知府魏瀛の下で建昌府南豊江西省の最南部に位置する贛州府では、知府魏瀛の下で建昌府南豊江西省の最南部に位置する贛州府では、知府魏瀛の下で建昌府南豊

信豊縣纂修・李大觀(信豊縣知縣)雲都縣纂修・何戴仁(雩都縣人。擧人)・洪霖(雩都縣人。擧人)

會昌縣 纂修·王 驥(會昌縣訓導) 興國縣 纂修·藍抜奇(興國縣人。進士、

翰林院編修

安遠縣主稿・歐陽鐸(安遠縣人。進士)

龍南縣 纂修・鍾益馭(龍南縣人。貢生)・李夢齡(龍南縣人。貢生)長寧縣 編輯・劉丕誠(長寧縣人。歳貢生、候選訓導)

定南廳 纂修・黄正琅 (定南廰人。生員

物が「筆削」の任に当たっている。
かが「筆削」の任に当たっている。
なっているほかは、それぞれの縣・廰の知識人のなかから選ばれた人で贛縣教諭褚博文の族人褚是沂が招聘され、會昌縣で縣學の学官が当政の長は直接には原稿の作成過程に関与することはなく、また、贛縣政の長は直接には原稿の作成過程に関与することはなく、また、贛縣

に興國縣、會昌縣、安遠縣、長寧縣の各縣志および定南廳志が編纂さだつ同治九年に贛縣、雩都縣、信豐縣、龍南縣の各縣志が、翌一〇年后治一二(一八七三)年の刊記のある『贛州府志』には、これに先

れたと書かれており、 に刊刻されたものすらある。この年次の違いの意味することについて 実際に刊刻されたそれぞれの縣・廰志の序跋に記された年次を見ると を上」せしめるという省局の方針に従ったためであろう。ところが、 ていたことになる。「先に州・縣志を修めて以て府に滙め、 の記載とは異なる。 『定南廰志』 『龍南縣志』・『長寧縣志』 信豐縣志續編』 同治『贛縣志』の編纂に当たった褚是沂が、 が同治一一年であるほか、 が同治九年であるのを除き、それ以外の全てが府志 『贛縣志』・『興國縣志』・『會昌縣志』・『安遠縣志』・ 府内の全ての縣・廰の新志が府志編纂以前に揃っ は光緒二(一八七六)年と、 『雩都縣志』は同治一三年、 次のように書いてい 府志よりも後 而して之

(の後段で、褚是沂が贛縣知縣黄徳清の招聘を受けて贛縣に赴き核實を尚期し、凡て愼を以てすればなり。く是の如くなる者、採訪に精詳を厭はざるに非ずんば亦た考稽につこと、蓋し時を閲して十有八月なり。其の之を遲るること久し同治十有一年孟夏の月、贛邑志告竣すれば、九年十月稿成るを距

解釈が妥当である。 された清稿は完成に至る途上の稿本として位置づけられていたという ものであり、 択のために上程された清稿と、 していた。劉坤一の上奏にあるように、 た理由としているから、 成」と言われる一○月までに半年、さらに一年半を費やして縣志が 同文の後段で、 不十分なものであり、 (志文の作成) 「告竣」(完成)したことになる。「採訪」(資料の蒐集)と「考稽」 「局」(修縣志局)に入ったのが同治九年四月とされているから、 地方志を修刊する州・縣の側からすれば、 に正確で詳細であることを追求したことを完成の遅れ これ以降に編纂者としての実質的な苦労が存在 褚是沂の意識の内では、 実際に刊刻される州・縣志とは別個の 縣・廰から、府志と通志の採 九年一〇月の稿本は 府・省に上呈

られている同治『會昌縣志』

の通行本と異なることは、

[西府縣志輯七九)]

江蘇古籍出版社、

一九九六年、

れている。

当数は糊が剥がれて本来の貼付箇所が判読し難い状態にある)、

に直接に手書きで書き込まれていたり、朱印が押されている頁が含ま

それが、国内では天理図書館が所蔵し、

は、容易に判別で、に影印版が収め、『中國地方志集成

処に手書きされた頁が挿入され、

が所蔵する同治

『會昌縣志』

の刊本である。

東洋文庫の蔵本には、

各

我が国の東洋文庫

大小の多くの簽紙が貼られ

(その相

このことの意味を考えていく上で格好の資料が、

同治『會昌縣志』の構成および東洋文庫本・『中国地方志集成』 本における丁(頁)数

巻首 (巻頭) 東洋文庫本 「中国地方 志集成」本 変更内容 巻首 上論 17 17 17 卷1 星野 4 4 4 卷3 形勢 第 2 2 卷4 城池 10 13 加 卷5 山川 18 18 加 卷6 水利 9 9 加 卷7 學校 7 9 加 卷7 學校 7 9 加 卷8 公署 9 9 加 卷10 田賦 17 17 17 卷11 風俗 第 15 15 加 卷12 土産 8 8 8 卷13 其所 9 10 加 卷16 勝離 第 10 10 10 卷17 古蹟 教育 15 5 10 10 卷19 秋官 3 3 3 3 卷21 名度 9 19 20 10 10						
巻首 上論 17 17 卷1 星野 4 4 卷3 形勢 第 2 2 卷4 城池 10 13 加 卷5 山川 18 18 加 卷6 水利 9 9 9 卷7 學校 7 9 加 卷8 公署 9 9 前 卷9 書院 7 14 加 卷10 田賦 第 15 15 卷11 風俗 第 15 15 卷12 土産 8 8 8 卷13 兵衛 26 26 26 卷14 武事 9 10 加 卷15 關津 9 10 加 卷16 驛鹽 第 10 10 卷17 古蹟 新 5 6 加 卷18 封爵 5 5 5 卷19 秋官 9 20 加 卷21 名宦 第 19 20 加 卷22 人物 第 4 4 4 卷23 寓賢 2 2 2 卷24 列女 第 4 4 4 卷25 仙標 15 15 15 卷26 方技 4 4 4 <t< td=""><td></td><td colspan="2">東洋文庫本</td><td></td><td>変更内容</td></t<>		東洋文庫本			変更内容	
卷1 星野 1 1 4	巻首 (巻頭)		8	37	加・訂	
卷2 沿革 卷3 形势 卷4 城池 卷5 山川 卷6 水利 多 9 卷7 9 卷8 公署 9 9 卷8 公署 9 9 卷8 公署 9 9 加 5 卷9 9 加 17 4 17 17 17 卷10 田殿 26 26 26 26 26 26 26 26 26 26 26 26 26 26 26 26 26 26 31 5 4 10 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 </td <td>巻首 上諭</td> <td></td> <td>17</td> <td>17</td> <td></td>	巻首 上諭		17	17		
卷 3 形勢 第 1 mm 10 13 加 卷 4 城池 10 13 加 卷 5 山川 18 18 加 卷 6 水利 9 9 9 卷 7 學校 7 9 加 卷 8 公署 9 9 前 卷 9 書院 7 14 加 卷 10 田賦 17 17 17 卷 11 風俗 第 15 15 卷 12 土産 8 8 8 卷 13 兵衛 26 26 26 卷 13 兵衛 26 26 26 卷 14 武事 15 15 加 卷 16 驛а 10 10 加 卷 18 封爵 10 10 加 卷 18 封爵 15 5 5 卷 19 秩官 37 37 前 卷 20 選舉 37 37 前 卷 21 名官 4 4 1 卷 22 人物 第 4 4 4 卷 23 萬賢 4 4 4 4	巻1 星野		1	1		
卷 4 城池 1	巻 2 沿革		4	4		
卷 4 城池 冊 10 13 加 卷 5 山川 18 18 加 卷 6 水利 9 9 9 卷 7 學校 7 9 加 卷 8 公署 9 9 17 卷 9 書院 7 14 加 卷 10 田賦 17 17 17 卷 11 風俗 第 15 15 卷 12 土産 冊 8 8 卷 13 兵衛 26 26 卷 14 武事 15 15 加 卷 16 驛鹽 5 6 加 卷 17 古蹟 第 10 10 加 卷 18 封爵 5 5 5 卷 19 秩官 3 37 37 37 卷 20 選舉 37 37 37 37 卷 21 名官 第 19 20 加 卷 22 人物 4 77 79 加 卷 23 寓賢 4 4 4 卷 24 列女 第 4 4 卷 25 仙釋 15 15 15 卷 26 方枝 7 2 2 卷 27 祥異 15 15 15 卷 28 嗣廟 第 36 36	巻3 形勢		2	2		
卷 6 水利 9 9 卷 7 學校 7 9 加 卷 8 公署 9 9 訂 卷 9 書院 7 14 加 卷 10 田賦 17 17 17 卷 11 風俗 第 15 15 卷 12 土産 世 8 8 卷 13 兵衛 26 26 26 卷 14 武事 15 15 加 卷 15 關津 9 10 加 卷 16 驛鹽 5 6 加 卷 17 古蹟 第 10 10 卷 18 封爵 5 5 37 卷 19 秩官 37 37 11 卷 20 選舉 37 37 11 卷 21 名官 第 4 77 79 加 卷 22 人物 4 4 4 3 卷 24 列女 第 4 4 4 卷 25 仙釋 5 4 4 4 卷 26 方技 2 2 2 卷 24 列女 第 4 4 4 卷 26 方技 4 4 4 4 卷 26 方技 4 4 4 4 卷 25 仙釋 5 4 <td>卷 4 城池</td> <td></td> <td>10</td> <td>13</td> <td>加</td>	卷 4 城池		10	13	加	
卷 7 學校 卷 8 公署 卷 9 書院 卷 10 田賦 卷 11 風俗 卷 12 土産 卷 11 風俗 卷 12 土産 卷 11 風俗 卷 12 土産 卷 13 兵衛 卷 14 武事 卷 15 15 参 16 課題 卷 17 古蹟 卷 18 封爵 卷 19 10 泰 10 10 基 18 封爵 卷 19 20 泰 21 A E 卷 22 人物 卷 24 列女 卷 25 仙澤 卷 24 列女 卷 25 仙澤 卷 26 大方枝 卷 27 祥異 卷 28 冊 卷 29 至惠 卷 36 36 卷 29 至惠 卷 30 寺觀 卷 31 藝文 364 362 加・削	巻 5 山川		18	18	加	
巻8 公署 9 9 前 巻9 書院 7 14 加 巻10 田賦 17 17 17 巻11 風俗 第 15 15 巻12 土産 冊 8 8 巻13 兵衛 26 26 26 巻14 武事 15 15 加 巻15 關津 9 10 加 巻16 驛鹽 5 6 加 巻17 古蹟 第 10 10 巻18 封爵 5 5 5 巻19 秋官 51 51 訂 巻20 選擧 37 37 訂 巻21 名官 第 4 77 79 加 巻22 人物 4 77 79 加 巻23 寓賢 84 84 訂 巻24 列女 第 4 4 巻25 仙釋 4 4 4 巻26 方技 15 15 15 巻27 祥異 15 15 15 巻28 嗣廟 第 3 3 巻29 壁墓 冊 3 3 巻30 寺觀 9 9	卷6 水利		9	9		
巻9 書院 7 14 加 巻10 田賦 17 17 巻11 風俗 第 15 15 巻12 土産 冊 8 8 巻13 兵衛 26 26 巻14 武事 15 15 加 巻15 關津 9 10 加 巻16 驛鹽 5 6 加 巻17 古蹟 第 10 10 巻18 封爵 10 10 10 巻19 秩官 51 51 訂 巻20 選舉 37 37 訂 巻21 名官 第 77 79 加 巻22 人物 4 77 79 加 巻23 寓賢 84 84 訂 巻24 列女 第 4 4 巻25 仙釋 4 4 4 巻26 方技 2 2 巻27 祥異 15 15 巻28 祠廟 第 3 3 巻30 寺觀 9 9 巻31 藝文 364 362 加・削	巻7 學校		7	9	加	
巻10 田賦 17 17 巻11 風俗 第 巻12 土産 冊 8 8 巻13 兵衛 26 26 巻14 武事 15 15 加 巻15 關津 9 10 加 巻16 驛鹽 5 6 加 巻17 古蹟 第 10 10 巻18 封爵 冊 5 5 巻19 秩官 51 51 訂 巻20 選擧 37 37 訂 巻21 名官 第 19 20 加 巻22 人物 4 77 79 加 巻23 寓賢 84 84 訂 巻24 列女 第 4 4 巻25 仙釋 4 4 4 巻26 方技 2 2 巻27 祥異 15 15 巻28 祠廟 第 36 36 巻29 坐墓 冊 3 3 巻30 寺觀 9 9 巻31 藝文 ※ 364 362 加・削	巻8 公署		9	9	訂	
巻11 風俗 第 15 15 巻12 土産 冊 8 8 巻13 兵衛 26 26 巻14 武事 15 15 加 巻15 關津 9 10 加 巻16 驛鹽 5 6 加 巻17 古蹟 第 10 10 巻18 封爵 5 5 5 巻19 秩官 51 51 訂 巻20 選舉 37 37 訂 巻21 名官 第 19 20 加 巻22 人物 4 77 79 加 巻23 寓賢 2 2 巻24 列女 第 4 4 巻25 仙釋 5 4 4 巻26 方技 2 2 巻27 祥異 15 15 巻28 祠廟 第 36 36 巻29 塋墓 冊 3 3 巻30 寺觀 9 9	巻 9 書院		7	14	加	
巻12 土産 世 8 8 巻13 兵衛 26 26 巻14 武事 15 15 加 巻15 關津 9 10 加 巻16 驛鹽 5 6 加 巻17 古蹟 第 10 10 巻18 封爵 冊 5 5 巻19 秩官 51 51 訂 巻20 選舉 37 37 訂 巻21 名官 第 19 20 加 巻22 人物 4 77 79 加 巻23 寓賢 2 2 巻24 列女 第 4 4 巻25 仙釋 5 4 4 巻26 方技 2 2 巻27 祥異 15 15 巻28 祠廟 第 3 36 巻29 壁墓 冊 3 3 巻30 寺觀 9 9	巻10 田賦		17	17		
巻12 土産 冊 8 8 巻13 兵衛 26 26 巻14 武事 15 15 加 巻15 關津 9 10 加 巻16 驛鹽 5 6 加 巻17 古蹟 第 10 10 巻18 封爵 冊 5 5 巻19 秩官 51 51 訂 巻20 選舉 37 37 訂 巻21 名官 第 4 77 79 加 巻22 人物 4 77 79 加 巻23 寓賢 2 2 巻24 列女 第 4 4 巻25 仙釋 5 4 4 巻26 方技 2 2 巻27 祥異 15 15 巻28 祠廟 第 36 36 巻29 垒墓 冊 3 3 巻30 寺觀 9 9	巻11 風俗	第	15	15		
巻14 武事 15 15 加 巻15 關津 9 10 加 巻16 驛鹽 5 6 加 巻17 古蹟 第 10 10 巻18 封爵 冊 5 5 巻19 秩官 51 51 訂 巻20 選舉 37 37 訂 巻21 名宦 第 77 79 加 巻23 寓賢 2 2 巻24 列女 第 4 4 巻25 仙釋 4 4 4 巻26 方技 第 36 36 巻27 祥異 15 15 巻28 祠廟 第 36 36 巻29 荃墓 冊 3 3 巻30 寺觀 9 9 巻31 藝文 364 362 加・削	巻12 土産	冊	8	8		
巻15 關津 9 10 加 巻16 驛鹽 5 6 加 巻17 古蹟 第 10 10 巻18 封爵 冊 5 5 巻19 秩官 51 51 訂 巻20 選舉 37 37 訂 巻21 名宦 第 19 20 加 巻22 人物 4 77 79 加 巻23 寓賢 2 2 巻24 列女 第 4 4 巻25 仙釋 5 4 4 巻26 方技 2 2 巻27 祥異 15 15 巻28 祠廟 第 36 36 巻29 坐墓 冊 3 3 巻30 寺觀 9 9 巻31 藝文 364 362 加・削	巻13 兵衛		26	26		
巻16 驛鹽 5 6 加 巻17 古蹟 第 10 10 巻18 封爵 冊 5 5 巻19 秩官 51 51 訂 巻20 選舉 37 37 訂 巻21 名官 第 19 20 加 巻22 人物 4 77 79 加 巻23 寓賢 2 2 巻24 列女 第 4 4 巻25 仙釋 5 4 4 巻26 方技 2 2 巻27 祥異 15 15 巻28 祠廟 第 36 36 巻29 坐墓 冊 3 3 巻30 寺觀 9 9 巻31 藝文 364 362 加・削	巻14 武事		15	15	加	
巻17 古蹟 第 巻18 封爵 冊 巻19 秩官 51 巻20 選舉 37 巻21 名宦 第 巻22 人物 4 世 2 巻23 寓賢 2 巻24 列女 第 卷25 仙釋 5 基26 方技 4 卷27 祥異 15 卷28 祠廟 第 卷29 塋墓 冊 巻30 寺觀 9 巻31 藝文 ※ 10 10 5 15 5 19 2 2 2 2 一 2 2 2 ※ 36 36 36 362 加・削	巻15 關津		9	10	加	
巻18 封爵 冊 5 5 巻19 秩官 51 51 訂 巻20 選舉 37 37 訂 巻21 名宦 第 19 20 加 巻22 人物 4 77 79 加 巻23 寓賢 2 2 巻24 列女 第 4 84 訂 巻25 仙釋 5 4 4 巻26 方技 2 2 巻27 祥異 15 15 巻28 祠廟 第 36 36 巻29 坐墓 冊 3 3 巻30 寺觀 9 9 巻31 藝文 364 362 加・削	巻16 驛鹽		5	6	加	
巻18 封爵 冊 5 5 巻19 秩官 51 51 訂 巻20 選舉 37 37 訂 巻21 名宦 第 19 20 加 巻22 人物 4 77 79 加 巻23 寓賢 2 2 巻24 列女 第 4 84 訂 巻25 仙釋 5 4 4 巻26 方技 2 2 巻27 祥異 15 15 巻28 祠廟 第 36 36 巻29 坐墓 冊 3 3 巻30 寺觀 9 9 巻31 藝文 364 362 加・削	巻17 古蹟	第	10	10		
巻20 選舉 37 37 訂 巻21 名宦 第 19 20 加 巻22 人物 4 77 79 加 巻23 寓賢 2 2 巻24 列女 第 4 84 訂 巻25 仙釋 5 4 4 巻26 方技 2 2 巻27 祥異 15 15 巻28 祠廟 第 36 36 巻29 瑩墓 冊 3 3 巻30 寺觀 9 9 巻31 藝文 ※ 364 362 加・削	巻18 封爵	3 冊	5	5		
巻21 名宦 第 19 20 加 巻22 人物 4 77 79 加 巻23 寓賢 2 2 巻24 列女 第 84 84 訂 巻25 仙釋 5 4 4 巻26 方技 2 2 巻27 祥異 15 15 巻28 祠廟 第 36 36 巻29 塋墓 冊 3 3 巻30 寺觀 9 9 巻31 藝文 ※ 364 362 加・削	巻19 秩官		51	51	訂	
巻22 人物 第 4 冊 77 冊 79 2 加 巻23 寓賢 2 2 巻24 列女 84 84 訂 巻25 仙釋 5 冊 4 冊 4 4 巻26 方技 2 2 巻27 祥異 15 15 巻28 祠廟 第 6 冊 36 36 巻29 坐墓 冊 9 9 巻31 藝文 364 362 加・削	巻20 選擧		37	37	訂	
巻22 人物 4 77 79 加 巻23 寓賢 2 2 巻24 列女 第 84 84 訂 巻25 仙釋 5 4 4 巻26 方技 2 2 巻27 祥異 15 15 巻28 祠廟 第 36 36 巻29 塋墓 冊 3 3 巻30 寺觀 9 9 巻31 藝文 ※ 364 362 加・削	巻21 名宦	錊	19	20	加	
卷23 寓賢 2 2 卷24 列女 第 84 84 ij 卷25 仙釋 5 4 4 卷26 方技 2 2 卷27 祥異 15 15 卷28 祠廟 第 36 36 卷29 塋墓 冊 3 3 卷30 寺觀 9 9 卷31 藝文 364 362 加・削	巻22 人物	4	77	79	加	
巻25 仙釋 第 5	巻23 寓賢	11117	2	2		
巻26 方技 冊 2 2 巻27 祥異 15 15 巻28 祠廟 第 36 36 巻29 肇墓 冊 3 3 巻30 寺觀 9 9 巻31 藝文 364 362 加・削	巻24 列女	笙	84	84	訂	
卷26 方技 2 2 卷27 祥異 15 15 卷28 嗣廟 第 36 36 卷29 垒墓 冊 3 3 卷30 寺觀 9 9 卷31 藝文 364 362 加·削	巻25 仙釋	5	4	4		
巻28 祠廟 第 6 6 册 36 36 巻29	巻26 方技	11117	2	2		
巻29	巻27 祥異		15	15		
巻29	巻28 祠廟		36	36		
巻31 藝文 <u>364</u> 362 加·削	巻29		3	3		
*	巻30 寺觀		9	9		
巻32 雜記 6 6	巻31 藝文		364	362	加・削	
	巻32 雜記		6	6		

(注) ※印は「第7~12冊」。変更内容欄は本文の追加・削除・訂正を示す。

られた稿本の一種であることは疑いない。ここで、 景の記)、 書館蔵本や『中國地方志集成』 通行本の凡例とは別文である。 を欠如し、 た頁数(手書き頁を除く)を比較して示すと、表のようになる。 全体の構成とともに、東洋文庫蔵本と通行本とにおける板刻印刷さ すなわち、 跋 「同治九年」 (會昌縣訓導王驥の記)、「芳名」(修志姓氏)、 通行本に存在する、 の記のある東洋文庫蔵本の 影印本などの通行本より早い時点で作 これらから、東洋文庫蔵本は、 巻頭の 序 同治 「續修凡例」 (會昌縣知縣劉長 『會昌縣志』 興圖」 天理図

至る三十二巻の構成は道光志のそれと同じだった。このことを、 はなかった「巻首、 主修として刊刻された道光『會昌縣志』であり、 會昌縣の前志は道光六(一八二六)年に知縣蒋啓敡 城池」などの一七巻に「續輯」、「新増」と題された頁が含まれている。 野」から「巻三二、雜記」までの三十二巻であるが、このうち「巻四 昌縣志』で本文に相当する部分は、 を検討していくうえで、 東洋文庫蔵本への書き込みや簽紙の記載の意味することは何か。これ それでは、 「纂修」として編纂の任に当たった會昌縣訓導王驥は次のように 東洋文庫蔵本から通行本に至る過程で何があったのか。 上諭」を加えたことを除けば、 まず確定しておくべき問題がある。 「巻首、 上諭」 同治志は、 および「巻 巻一から巻三二に (湖南全州人)を 道光志に 同治

刊せざれば、 も亦た成功するに易し。 接叙し、特に舊板具存して工資を省く可きのみならず、 増を俟つべし。 及び金石文字等の項に至りては、 條例次序は、 共襄す。謹みて査するに、會邑の志乘は道光二年に修め、 墨荒蕪なるを慮り、 しむ。九年夏、 せて新定の條例を將て刊發し、 同治八年、 大中丞劉 今、 大致新章と同し。惟だ聖諭の一條のみ漏れて未だ叙 起局事宜を詳定し、余を延きて監修せしむ。 是に於て公同して妥議し、 邑候劉明府 謹みて新章に遵ひ、 再辭するも允されず、 (劉坤一) (傍点は小林 (劉長景)、邑紳を傳集して、 各府 江西通志を續修するを奏請 現ま邑中の缺典爲るも、 ・州・廳・縣に一律に續修せ 巻首に恭編す。 即ち前志に照して逐條 乃ち邑紳諸君と厥事を 御製の詩文 而も編次 其中の 余は筆 局を設 并

纂の期間を短縮するために、 道光六年以降の追加部分だけを新たに板刻し、 道光志の構成を踏襲しただけでなく、 原則的には、 道光志の刻板をそのまま使 経費を切り詰 両者を合体して め

> 更を加えた箇所では、丁番の混乱が著しい。記も道光志のそれを訂正していないために、とりわけ子目の構成に変 前志に追補し新志として刊刻することは、 刻した部分であることを示している。このように、 して刊刻することとともに広く行われた方法であるが、東洋文庫蔵の 『會昌縣志』では、 刷したものが、 續輯」や 同治 道光志の整版自体を印刷し、 『會昌縣志』であったことが分かる。 「新増」の記載のあるのは、 追補部分だけを 版心の丁数 こうした新たに板 前志以降の記事を 『續志』と 版心や篇 (頁)

Ħ 钔

うか。 また、 貼付されていた大小の簽紙の記述。 板刻印刷した頁の間に挿入あるいは貼付された清書頁。 で書き加えられた注意書きを除けば、 手書きの記載がある。それらは、第五冊および第六冊表紙裏に日本語 た清書稿であり、 行ほどの記述。このうち、(一)は板刻頁と同じ一行二二字で書かれ き込みと朱印。 かれたと考えられる。それでは、 前述したように、東洋文庫蔵本には、刊本の上に加えられた種 5 時を置いて書かれた形跡はなく、 回 は、 (四)第七冊および第一○冊の見返し裏にある各 その大半は通行本で板刻されている。これに対して、 志文の内容に対する判断を記したメモの類であり、 誰が何のためにこれを書いたのだろ 次の四種類に分けられる。 全てが連動した作業の中で書 志面の上部欄外余白への

0) 二㎝のものとに分かれ、便宜上、 又は一二m×横三m ほぼ同一人物のものと判断できる。「小簽」 小簽」と呼ぶことにする。 もあって、 同じ人物の筆に成ると考えられるが、 (二) に区分した、文字の記載された簽紙は、 断定の難しい場合がある。 (以下長さは概数) 「長簽」の筆跡は、次に挙げる一点を除き、 以下では、 のものと、 他筆で書き加えられているも の大半も 前者を「長簽」、 形状から、 縦六m×横四~一・ 「長簽」とは別 後者を 四

簽」と同じだが、筆跡は明らかに異なる。秩官志、一九葉裏、知縣劉長景の項に貼付されている。大きさは「長級紙のうち、記名があるのは次の一点だけであり、第三冊の巻一九、

此係地方官分内之事、應請刪去以免貽誚。

劉長景簽印

は前 押印までしていることからも、 られる。 れ実質上の伝記が立てられているのと異ならない増補の形式に対して、 すを免るるを請ふべし」とある通り、 いだろう。「此れ地方官分内の事に係り、 うち五人には、 東洋文庫蔵本の秩官志では、 の声が上がり物議を醸すことを懼れて、その削除を求めたと考え の四人と併せて全て削られている。 とりわけ劉長景の事蹟は詳細である。名前を書いたうえに、 実際に通行本では、 原籍と着任年のほか、 通常の職官志の形式どおり、 道光志に追補した道光年間以降の知縣の 劉長景自身がこれを書いたと考えてよ 現任官である自分の事蹟が書か 在任中の事蹟が小字で記載され 應に刪去して以て誚りを貽 事蹟の記載

名」に挙げられている同志の修刊関係者は次の通りである。事実である。東洋文庫蔵本にはなく、通行本で加えられた巻頭の「芳編纂が進行している途中の過程には関与していなかったらしいという志の内容を、刻板と印刷が終わって始めて知ったということであり、ここから分かることは、會昌縣行政の長である知縣劉長景は、秩官

督修…署會昌縣知縣・劉長景。

纂修…會昌縣儒學教諭・陳良棟、訓導・王驥。

查勘四至水陸邊界…筠門司巡檢·兪如槐、典史·李樹彤。 踏勘城郷水陸營隘…羊角營都司·掲鴻陞、城守汛把總·鄧廷彪。

管理局務…現任上猶縣教諭・擧人・曾雲藻、

副貢生・潘尚志、

抜

歳貢生・蕭郁文。

輔、劉數峯、邑庠生・歐陽増、陳光泗。中、李垂勲、劉慶安、附貢生・曾雲爛、謝名嶧、劉平采訪勸捐:教職・鄭顯硯、廩貢生・胡作培、廩生・歐陽玲、王執

管賬…監生 · 文光斗。

ぶっこ、 であることは、前出の「跋」記からほぼ間違いない。王驥の跋文には、 このうち、編纂の中心となったのが「纂修」の二人のうち訓導の王驥

ら、 を終えてから、これを知縣劉長景に引き渡したと考えられ とあるように、「芳名」上では會昌縣内の社会的ステータスの違 校訂を行わせて、 張汝霖と蕭郁文とを編纂に協力させ、 「管理局務」と「采訪勸捐」とに二分されている紳士たちの中か 教職鄭君葆田 遺漏を補し、其の次序を正す者、 其の編集成書に精を殫し慮を精す者、 歳貢生蕭君監二(蕭郁文)是れ也。 彼らの協力を得て原稿を作成し、 (鄭顯硯)・廩膳生王君輔商 則ち副貢生潘君芝山 則ち恩貢生張君雨三 潘尚志・鄭顯硯・王執中に 其の細心檢査し、 (王執中) その刻板と印 其の

うに簽紙の多くが、 るように劉長景が書いたものではない。そこで、 巻三一、藝文志に集中して貼付されており、 ものであり、それ以外の簽紙は、 女志に散見される。これらの簽紙のうち、 の劉長景名の簽紙の筆跡に似ていると見えないこともないが、 人物志のとくに「續輯善士」、 秩官志に貼られた劉長景名の簽紙は、簽紙全体から見れば例外的な 本の内容とを対照して検討を進めることにするが、 糊付けが剥がれて頁間に挿さまれただけの状態で 「續輯孝友」 東洋文庫蔵本第七~一二冊に当たる、 門と、 「小簽」の筆跡は、 加えて、 簽紙の内容と他の筆 第五冊の巻一 第四冊の巻二二、 前述したよ 後述す 秩官志

が、「續輯孝友」と「續輯善士」の場合である。
も限られ、状況を再現することが比較的に容易であると考えられるのも限られ、状況を再現することが比較的に容易であると考えられるの数の集中する藝文志については、もともと貼付されてい

れている。 東洋文庫蔵本の人物志、續輯孝友門には、次の一五名の伝が立てら

三点である(カッコ内は簽紙が挿さまれている位置を示す)。 これらの伝記に附せられていたと考えられる剥がれた「小簽」 宗惠 劉芹・陳庭槐 (七〇表)。呉踐矩・鄒量先(裏)。 (裏)。劉錦瑄・劉安從 (六九表)。 羅 温 南・ (七二表)。劉萬俊・朱宗慶 頼維幹 李映塘 (裏)。 (七一表)。劉萬沐・王 劉北斗・胡紀章 一が次の

- a 此■人尚存、例不應載志。(六九・七○葉間)■は消字
- (七一・七二葉間)
 b 此公未見孝友之実、■ (「雖」か) 他事略詳、似不便妄載。
- 次の四点である。 載と合わせて考えれば、 意味は、「續輯善士」門に貼付されていたと考えられる「小簽. 便ならざるに似たり」と書かれていることに注目される。このことの について書かれたものであり、 での記載の内容はすべて孝友門に載せるべきでないと判断された人物 れの上部欄外に書き込まれている。簽紙と書き込みを合わせて、ここ ことを理由に、志書に載せるべきでないとの判断を書いている。 いずれも当該人物が存命であったり、孝友として適合する事蹟がない 頼維幹と劉北斗の伝には「人存」と、胡紀章伝には 此二名均未見孝友之実、似不便妄載郡志。(七二・七三葉間 同一人物の伝が忠義門にも重載されている)と、それぞ さらに明瞭となる。 とりわけ、 c簽で「郡志に妄載するに 「續輯善士」 「見載忠義」 門の簽紙は の記
- d 此公係樂捐一邑永遠薪水、費有数千金。餘善行頗多、似可採

入郡志(四八・四九葉間)。

- (四九・五○葉間)・ 此名素聞好善樂施。但所捐公項、關係略重、似可載入郡志。
- ····一· · 此人善行頗多、生前各官爲之加奨、似乎可採。(五○·五
- 之。(五二・五三葉間) g 此公係迭次捐修府學大成門、費有千金。平素頗習善行、故録

る。 点の 縣志』 から、 人の伝が掲載されている。載入されなかった六人のうち、当該人物の中から、頼維幹・劉北斗・胡紀章・鄒量先・劉萬沐・劉萬俊を除く九 を附して載入されている。この四人の傳に附されていたのが、 みれば、 特記することは、 行頗る多く、生前に各官之が爲に加奨すれば、採る可きに似たり」と す可べきに似たり」と明記されているもののほか、
f簽の「此の人善 入と合わせて、縣志を校閲して完善を期すために書かれたのではなく、 志面余白に書き込みの有る三人を除く伝に附されていたのが前記三点 の掲載を指示したものと考えられる。そこで、府志の記事と対照して いう記載も、 ここでの簽紙の内容は、 いて書かれたものである。しかも、 縣志を編纂する立場からは考え難く、 同様に、 「小簽」 歐陽韻雅・歐陽斯濟・饒光璧・劉大壽の四人が (東洋文庫本) 同治『贛州府志』巻五六、 であったと考えて、 門と「續輯善士」 既に縣志に載入されている人物について「採るべき」と (府志の記載順にd・f・g・e) であったと考えられ 『贛州府志』 | 孝友門の如く「載せるべきでない」と書くのとは違っ の人物志、 孝友門とは逆に、 の孝友門には、 門に貼られていた簽紙は、 ほぼ間違いはないだろう。 「續輯善士」に掲載された九五人の中 人物志、善行門には、 d・e簽に「郡志に採入(載入) d・e簽と同じく、 縣志に掲載された一五人の 志書に載せるべき人物につ 新増 すなわち、 同治 の註記 府志へ の四

う余地がない。の、すなわち、同治『贛州府志』編纂の過程で書かれていることは疑い、すなわち、同治『贛州府志』編纂の過程で書かれていることは疑縣志の記事中から府志に載入すべき人物を選び出すために書かれたも

同治 する藝文志に加えられた各種の記載について検討していこう。 したという強引な解釈も可能であるため、次に、手書きの記載の集中 知縣の劉長景が府志の採択に備えて、自分の意見を附した稿本を提出 れる。それでは、 の劉長景の事蹟が書かれていることから、その直後であったと考えら 前記の、 府呈稿本そのものであることは確実である。それが作られた時期は、 以上のことから、 『贛州府志』への採択に備えて、會昌縣から府志局に提出された 板刻頁に挿入・貼付された清書稿の内の一つに同治 簽紙の筆者は誰か。 東洋文庫が所蔵する同治 人物志の簽紙だけでは、 『會昌縣志』 0) 刊本は、 一〇年冬

|藝文志の記述類

おおよその年代は分かったのであるが、通行本にはそれも存在しない。 も改められていない。 存在しない。これは、『中国地方志集成』に影印されている通行本で それぞれの文章ごとに附せられているだけで、通し頁に当たる表記は の一~一二六、「詩」の一~五一)を除けば、 光志の整版を再利用した部分に元々附せられていた版心の丁番 分けることも、 しかもその内部は「文」と「詩」に大別されている以外には、 巻三一の藝文志一巻分であり、頁数で言っても約四割を占めている。 藝文志の量に気づく。 同治 『會昌縣志』を手にとって見れば、何よりも先に、その厖大な 年代順に並べ換えることも行われておらず、 東洋文庫蔵本でいえば、 東洋文庫蔵本では、文のそれぞれについて、 「新増」 など年代の加筆があり、 全一二冊のうち六冊が、 残りの半分では丁番は 文の作られた さらに道 子目に

藝文志に加えられた記載は、内容では定型化された表現が多く、し『會昌縣志』の藝文志であり、編纂者の無定見を如実に示している。要するに、雑多な文章が整理されることなく混在しているのが同治

初めの九篇に附せられた簽紙を例示して検討しよう。では、東洋文庫蔵本の第七冊に収められている二○篇の文章のうち、かも量が極めて多いため、その全ての例を挙げることはしない。ここ藝文志に加えられた記載は、内容では定型化された表現が多く、し

み復元してある(aが「小簽」、bが「長簽」の記載を示す)。 失われてしまっているものがあるため、確実と言える場合についてのたと考えられるが、脱落して他篇の頁間に紛れていたり、簽紙自体が各篇には、本来はすべて「小簽」と「長簽」とが共に附せられてい

a ○ / 似宜專載節孝項下。(「/」以下は別行の記) ①鄭氏一門四節合傳(王驥)『中国地方志集成』影印本、四二九頁

氏、玉貴妻呉氏。加小字注。 / 文不存。(■は消字)b 入會昌縣貞節。大書鄭凌霄妻鍾氏、■孫宗貴継妻王氏、亲

②歐陽致和先生善行傳(王驥) 影印本、四三〇百

b 採入善行爲是。 / 文不存。

③道光二十六年修建學宮記(王驥) 影印本、四〇九頁

識当増入學校否。 查修學之年與修志之年相值、当時未有此記、後人方補之、未

④莊埠忠勇祠記(陳良棟) 影印本、四一八頁

、附簽の跡はあるが、簽紙は失われている

⑤修白沙渡序(劉長景) 影印本、四二〇頁

一渡之小、似覚可刪。是極。(「是極」は別人の追

)曾氏雙烈合傳(王驥) 影印本、四三二百

(6)

a

此係明末之事、近年方補此傳。查李志列女中、無此姓名、似

当添入節孝項下録。○。

⑦鄒量先先生孝友傳(王驥) 影印本、四三二頁

以宜節録、以帰孝友。

再節入孝友傳。刪。(「刪」字は追筆) b 此似一篇虚飾酬應文字、文固可去也。 / 詢之本邑在局者、

⑧省垣試館記(蕭郁文) 影印本、

a 似覚可刪

b 文可不存。崔将會昌試館在省城某處、添入官廨志附公所之後

⑨鄭紫標先生墓誌銘(王驥) 影印本四四〇頁

a 似覚可刪

b 不存。

以上のとおり、ここに挙げた九篇は、いずれも「纂修」の王驥をはじ以上のとおり、ここに挙げた九篇は、いずれも「纂修」の王驥をはじ以上のとおり、ここに挙げた九篇は、いずれも「纂修」の王驥をはじ以上のとおり、ここに挙げた九篇は、いずれも「纂修」の王驥をはじ以上のとおり、ここに挙げた九篇は、いずれも「纂修」の王驥をはじ以上のとおり、ここに挙げた九篇は、いずれも「纂修」の王驥をはじ以上のとおり、ここに挙げた九篇は、いずれも「纂修」の王驥をはじ

善行に採入するは是と爲す。文は存たずと判断を留保した「小簽」の筆者に対して、「長簽」の筆者が、項下に付すべきに似たるも、未だ全傳を留録するや否やを識らず査するに会邑の好善樂施は、惟だ此の人を最と為す。宜しく善行

に対して、「長簽」の筆者は、物志孝友門に伝を採入すべきであるとの判断を示した「小簽」の筆者物志孝友門に伝を採入すべきであるとの判断を示した「小簽」の筆者と裁定を下していることから明確に読み取れる。さらに、⑦例では、と裁定を下していることから明確に読み取れる。さらに、⑦例では、

本邑の在局者に詢ね再び孝友傳に節入す此れ一篇の虚飾酬應の文字に似て、文は固より去る可き也。之を

との内容からさらに絞りこまれる。との内容からさらに絞りこまれる。との内容からさらに絞りこまれる。このやりとりは、書物自体が複数の人物にまうとする方針を示しながら、後に「刪」(採用しない)と前の決定を覆す追筆を加えている。このやりとりは、書物自体が複数の人物にようとする方針を示しながら、後に「刪」(採用しない)と前の決しようとする方針を示しながら、後に「刪」(採用しない)と前の決しまうというでは、志局に関与する會昌縣人に事実を確認した上で採用と、いったんは、志局に関与する會昌縣人に事実を確認した上で採用と、いったんは、志局に関与する會昌縣人に事実を確認した上で採用

②重修會昌城記(曹士桂) 影印本、四〇七頁

a 李志載道光廿二年知縣曹士桂修城、而此記未載。似可添入城

池項下。

縣志宜詳、

府志宜簡。

不添可也。

して追加することを提案したものであるが、「長簽」の筆者は、「修城」の事実だけが記載されている該当箇所に、この文章から摘録する。この「小簽」の趣旨は、すでに前志(道光『贛州府志』)に主修として刊刻された道光『贛州府志』を指し、他の簽紙中にも頻出主修として刊刻された道光『贛州府志』を指し、他の簽紙中にも頻出「小簽」に言う「李志」は、道光二八(一八四八)年に知府李本仁を

縣志は宜しく詳なるべく、府志は宜しく簡なるべし。添へざるも

そこで、簽紙の内容を、刊別された司台『資州存坛』の記載よけ照の手を離れた贛州府志局の内部で書かれたことを意味している。否定している。以上のことは、「小簽」も「長簽」も、すでに會昌縣と、縣志と府志との記載すべき基準の違いから、「添入」の必要性を

は、同治『贛州府志』巻六二、人物志、列女、二七表に、いることが分かる。前の第七冊①例に附せられた「長簽」の記載内容してみれば、前記した人物志の場合と同じく、両者が明確に対応してそこで、簽紙の内容を、刊刻された同治『贛州府志』の記載と対照

鄭凌霄妻鍾氏、孫宗貴継妻王、妾陳、玉貴妻呉氏、一門四節〈縣

一一行の記述についても述べておこう。全文は次のとおりである。。さらにここで、簽紙とあわせて、この第七冊の見返し裏に存在する

歐陽致和善行傳。 已節録帰善行志。鄭氏一門四節傳。 已書姓名于貞節志。

修建學宮記。 同事■巳定稿末、節録補入。(■は判読不能

曾氏双烈合傳。 已節帰烈婦志。荘埠忠勇祠記。 已節帰祠廟志。

鄒量先孝友傳。 刪去。 無實行可據。

省垣試館記。 已節帰官廨志。

蕭弼諧妻鄒氏傳。 已補姓氏于貞節志。

周継修兄弟忠義傳。 已節入忠義

胡盛隆兄弟善行傳。 查縣志善行志、無此姓名、傳中亦無大善可

據。故刪之。

重建蓮峯寺記。 已節入祠廟志。

示した「簽紙」の記載は次の通りである。 注意すべきは第七冊の一四番目の文章の場合であり、前にならって

⑭胡公隆盛隆興兄弟善行合傳(王驥) 影印本、四四七百

文大煩瑣、似不如節録之、以歸善行項下。

節入善行。

b

ころが、見返し裏には、抽出して人物志の善行門に伝を立てると決めたことを読み取れる。と地出して人物志の善行門に伝を立てると決めたことを読み取れる。とじく、文章自体は府志の藝文志に採入しないものの、そこから事実を「長簽」に「文不存」の文字はないが、意味することは前の②例と同

き無し。故に之を刪る縣志善行志を査するに、此の姓名無く、傳中に亦た大善の據る可以

いう解釈が妥当であろう。

いう解釈が妥当であろう。

いう解釈が妥当であろう。

いう解釈が妥当であろう。

いう解釈が妥当であろう。

いう解釈が妥当であろう。

いう解釈が妥当であろう。

いう解釈が妥当であろう。

れは、 附せられた約一センチ幅の 刊刻よりも前に書かれた文章を収載した部分であることを理由として 局の対応として理解できる。東洋文庫蔵本の第八、九、一一、一二冊 いる。四冊に共通して、第一二冊後半の「詩」類を除き、「文」類に への附簽は、第七冊および第一○冊への附簽に比べて簡略であり、そ **向文である。** 藝文志の他の文章に附せられた簽紙も、 「李志載」という朱印が押された上、印下に「祠廟」、「藝文」、「寺 前の四冊が贛州府の前志である「李志」(道光 『贛州府志』) また、「小簽」 「小簽」 が附されていない文章の大半の上部に 一の記載は、 府呈稿本に対する贛州府志 全て「李志未載」とい

湘皋)」(影印本、三二六頁)に、それぞれ 在茲)」(影印本、三二一頁)、第二六番目の 序 (蕭師諤)」 (影印本、三一一頁)、第一九番目の 者が取捨を判断したという展開があったことを読み取ることができる。 されたのであり、 当する記載が存在するかしないかが、「小簽」の筆者の手でまず点検 と判断できる。ここでは、 剥がした痕跡が残されている。「長簽」は、その本来の箇所から脱落 觀」などの墨記があり、 長簽」の内容も、 記載が存在しない文章についてのみ、「長簽」 「李志未載」の「小簽」に対応して附せられていた 第一一冊を例にとれば、第八番目の かつ、 道光『贛州府志』の中に、各篇の文章に該 朱印の押された頁にはいずれも簽紙を 「與副使朱公賑飢書 「冠嶺山房記 「沈仲孚詩集 **(** 呉 文

不存。至劉美在別業記、皆不存。

不存。下篇皆不存。

不存。至呉之章

けである。とあるように、数篇をまとめて収載しないという結論を簡潔に記すだとあるように、数篇をまとめて収載しないという結論を簡潔に記すだ

冊と第一〇冊の見返し裏に、行った処理内容がまとめて記載された。 門と第一〇冊の見返し裏に、行った処理内容がまとめて記載された。 をことを示している。まず「小簽」の筆者が、縣志に収載された各篇について、道光『贛州府志』刊刻以前の作については、これに掲載されているかどうかを点検した。その上で未載の文章および道光志以降の作について、「小簽」の筆者はそれぞれの文章を読み、当該文章を加して、 「長簽」の筆者が裁定していった。その後、おそらくは「小簽」の筆者の手で裁定内容に添って志文が作成された上、簽紙の集中する第七十と第一〇冊の見返し裏に、行った処理内容がまとめて記載された。 以上のとおり、東洋文庫蔵本の藝文志に附せられた簽紙類の記載は、以上のとおり、東洋文庫蔵本の藝文志に附せられた簽紙類の記載は、以上のとおり、東洋文庫蔵本の藝文志に附せられた簽紙類の記載は、以上のとおり、東洋文庫蔵本の藝文志に附せられた簽紙類の記載は、

「分纂」の一人であった劉楙森であろうというのが、小論での判断でこれらを行ったのは、同治『贛州府志』の「總修」であった魯琪光と

ある。

稿本の校訂

第一節で述べたように、贛州府において同治九(一八七○)年ないた馬士傑の跋には、

越て今歳辛未秋七月、省稿既に呈し、接で縣志を修む。事は更に

詳を加へ、文は尤も劇を増す

されている。と、「省稿」を呈した後に、「縣志」を編纂したと、両者を区別して記と、「省稿」を呈した後に、「縣志」を編纂したと、両者を区別して記

の次のような言葉から見てとれる。 同治『瑞昌縣志』の「省呈稿本」と刊本との間にどのような違いが、江西省内の府・州・縣の一部に、期あるのか確かめる方法はないが、江西省内の府・州・縣の一部に、期まるのか確かめる方法はないが、江西省内の府・州・縣の一部に、期まるのような道いが

れば、實に未だ完備ならず。然ども期限に迫られ、僅かに各屬の鈔本に據り、倉猝に書を呈す甲戌(同治一三年)の冬に於て彙繕して稿を成し、省局に解送す。

七六)年にようやく刊刻するに至ったと書いている。同様の事例は、そのため、劉繹はその後、稿本に精密な校訂を加えて、光緒二(一八

とは、校訂に当たった謝觀國の次の文から窺われる 吉安府萬安縣においても見られる。 た重校本との二種類の版本が存在することは広く知られているが、 (一八七三) 年の刊記がある原刊本と「光緒三年重校正」と加刻され (府呈) 稿本」をそのまま刊刻したものであったらしいこ 同治 『萬安縣志』に、 同治

竣功するを得。 姑く爲に之を置く。 新書に投換し、 れんとして、其の廢弛に終るを恐れ、 妥善なるを期す。 を見る。爰に我が同人を集め、 闕畧遺漏して郭公夏五の類の若き者有るも亦た復た少なからざる て披閲を加へ、其の間に魯魚帝虎の舛錯なる者固より多く、 して已むを獲ざる所有れば也。 に於て勉めて將就を作す。 ……遷延すること數載、 以て信史を昭らかにせしむ。 併せて闔邑に示諭し、 ……稿既に成り、 此に據りて以て口實と爲すを得ず、と。 今年 (光緒三年) 上憲の稿本を催すること甚だ緊しく、 計慎しまざるに非ざる也、 再三校正し、譌を訂し遺を補ひ、 鐫刻の後、 又、費に艱むを以て、 春、 前に領する所の舊本を將て 力めて補刊を籌り、 周邑侯 周邑侯任將に陞擢せら 其の未だ換へざる者、 (周之鏞) 實に艱難に 而して (傍点 而も 勤め 是

と考えられる原刊本は、 に交換することを命じたことからも、「省呈稿本」を刊刻し流布した て縣内に告示して、「舊本」(原刊本であろう)を「新書」 に、文字伝写の誤りや脱落に気づいた萬安縣知縣周之鏞は、 上級地方官 (その場しのぎの間に合わせ)として作られた稿本を「鐫刻」 縣志の定本というにはほど遠い未完成の書と見なされていたので (省および府)による稿本呈出の督促に対して「將就 光緒三年になって「新書_ 該志の「總纂」であった周之鏞自身にとって が完成した。この時あわせ (重校本) 謝觀國ら した後

> 源を確保するという最大の問題が解決されるならば、 別な関心を持つ地方官の下での例であったからこそ、第一次稿本から 刊刻に至る過程が重視されたのであって、 ろ、それが特殊な、 **!略な手順で刊刻に移されたと考えられる。** しかしながら、光緒『吉安府志』や同治 (府呈) 他の多くの府・州・縣でも採られたとは考えられない。むし 稿本」に校核を加えて府志や縣志を完成させるという 管轄府・州・縣における地方志の編纂に対して特 通常は、 『萬安縣志』 刊刻経費を賄う財 稿本ははるかに のように、

べる地方志の序文がある。 また、「省呈(府呈) 稿本」から刊本に至る過程を、 次のように述

現ま劉中丞の通省の志を修むるを奉じ、規條を頒發し、

各 屬に飭 簡

関係を見れば、このことはさらに明確である。 縣志』における、府呈稿本と、『中国地方志集成』など通行刊本との された形態で贛州府志局に渡っていることからも、 ために呈すると言っており、 しかし、他の多くの府・州・縣志が「備採」(省志や府志の採択) すなわち、ここでは、 の語句に厳密な「鍳定」の意味はなかったと考えられる。 官の「核」(審査)を受けたうえで刊刻するという解釈に立っている。 して縣志を籌修せしめ、 稿本は繕本 実際に、 稿を繕ひ呈核して發刊せしむ。 (写本) 同治 の形態で上呈し、 『會昌縣志』は大半が刊刻 該序文での「 同治 上 級

て全く影響しなかった。 た編纂者らによる検討は、 『會昌縣志』の府呈稿本に対して、 定本として刊刻された通行本の内容に対し 贛州府志局の内部で行

であった。前述した通り、 行われた検討は、 のであったとは言え、 贛州府志局の内部において、 人物志の一部と藝文志を対象とする限られる範囲の そこから窺われる評価は相当に手厳しいもの 「續輯孝友」門には、 同治 『會昌縣志』 生存人物が立伝され の府呈稿本に対して

る 局における稿本に対する校訂が杜撰なものであったことを反映してい 見つかった四例のうち一例しか見つけられなかった程度に、 會昌縣側に伝えられなかったことを意味するだけではなく、 まの形で再現されている。このことは、府志局における誤載の指摘 方志集成』本で龍氏の一方の記載が削られているほかは、 という「小簽」がそれぞれ附されている。これらの重載は、 と書き込まれているほか、 在する。 ているという三点の指摘のほか、 龍氏前見、重出」、 同様の重載の指摘は、 三四裏の 三二裏の「凌氏。王四福妻」に 節婦門、 劉氏。 東洋文庫蔵本第五冊の列女志にも存 忠義門との重複掲載が一点指摘され 張世良妻 二七裏の の上部欄外に 「龍氏。 「舊志見、 文漁斯 他はそのま 會昌縣志 府志局で 『中国地 重出」 が

いだろう。

示すと次の通りである。一○冊の一九番目の文章に附せられた簽紙の記載を、前と同じ要領で一○冊の一九番目の文章に附せられた簽紙の記載を、前と同じ要領で生存人物の立伝に関しては、これと意味が異なる。東洋文庫蔵本第

⑩劉北斗孝子入洪涛救母記(張汝霖) 影印本 なし

a 劉孝子其人猶存。似宜緩載、以待後之君子。

b (上部破損)新舊凡例、皆■■也。

針を継承した李志(道光志)の凡例には、『贛州府志』の凡例には該当項目は無いが、同治志が基本的な編纂方府志の凡例を引いて裁定を下したものであることは間違いない。同治纂者の判断に委ねようという「小簽」の筆者の意見に対して、新舊の纂者の判断に委ねようという「小簽」の筆者の意見に対して、新舊の纂者の判断に委ねようという「小簽」の筆者の意見に対して、新舊の

)あって、李志が依拠する明末の天啓元(一六二一)年に謝詔が編纂則ち之を書く。皆な謝志の例也名宦及び本地の人物、生前は書かず。節婦、例に合し旌を請へば

の文に対する「長簽」の判断も立伝を否定する内容であったと見てよであると注記した人物を府志に収載していない。したがって、張汝霖とおり、同治『贛州府志』は、東洋文庫蔵本の續輯孝友門に生存人物した舊志を引いて、生人を立伝しないことを明示している。前述した

一歳の少年であり、その行為により現任の會昌縣知縣劉長景と贛州府 志書に遺すべきは遺すという明確な編纂方針と採稿基準が保持されて である。その一方で、第一節で述べたように、 た劉光斗の名で立てられたその伝記は府呈稿本をむしろ増補したもの 知府魏瀛から表彰されたことが、 立伝」を方針としていた形跡がない。 いたわけでもなかった。 川に飛び込んで母を救ったという、同治九(一八七〇)年の時点で一 れた劉北斗(光斗と改名) 人の要求を受け入れて秩官志から削除しているから、 つ、府呈稿本の記載を撤回しようとはしなかった。府志局で問題にさ これに対して、 同治 『會昌縣志』を編纂した王驥らには、 は、 縣内僻地の生死の不明な老人ではなく 伝記の中味である。 生存人物であることを熟知しつ 知縣劉長景の事蹟は本 生死に関わらず 知府魏瀛に賜っ 生

載されている。 べき基準に照らして収載人物を決めていったと言うよりは、 友に適合する事蹟がないことを理由に収載されなかった事例を合わせ 物を除き、 たに立伝され、 立伝されていたが、「續輯孝友」門には府呈稿本の時点で一七人が新 占める比率で言えば、道光以前の累計である「孝友」門には三五人が 續輯善士」 さらに、道光志の記載に対して道光以降を補載した 一行以上の記載のある人物が五一人であるのに対して、 門で九五人が新たに増載されている。贛州府志局で、孝 人物志への載入においては、 善士 『中国地方志集成』影印の通行本ではさらに三人が増 門では、 醵金者リストに姓名が載るだけの人 各人の事蹟を検討し、 續輯 無定見に

「濫収」していった結果がここに表れていると言える

可刪」、 評価 えられる。しかし、こうした推測を重ねていく方法には限界があり、 難の意を読み取ることが可能であるかも知れない。何よりも、 これを見れば、そこに縣志に載入するに値しない文章であるという非 字」という評語などに、 当である)と追記するだけで処理した長簽筆者の態度や、 きを覚ゆるに似たり」と書いた小簽筆者の判断に、「是極」(極めて妥 第七冊中の、⑤劉長景作「修白沙渡序」に対する「一渡の小、 とは妥当ではない。 とともに、文章の中から事蹟を拾い出して、府志の藝文志以外の記載 府志局で附せられた簽紙類の記載は、府志を編纂する立場からその内 ここでは、 に用いようとする作業の過程で書かれている。したがって、 「鄒量先先生孝友傳」に対する長簽筆者の 會昌縣志に対する府志局編纂者たちの低い評価を示していると考 から、 「文不存」という短句で次々に処理されていく雑文の累積自体 巻三一、藝文志の内容に移ろう。 そのまま縣志の藝文志に載入することの当否を判定するこ 確かな事実に基づいて検討を進めよう。 文章自体を府志の藝文志に載入するか否かを判定する もちろん、前出した事例で言えば、 會昌縣志局の当事者でもある劉長景や王驥が 前節で述べたように、 「此、一篇の虚飾酬應の文 東洋文庫蔵本 そこでの ⑦王驥作 刪す可 「似覚 贛州

のように大部の構成となった。 東洋文庫蔵本の藝文志六冊には、「詩」類を除いて一四八篇の「文」 のように大部の構成となった。 東洋文庫蔵本の藝文志六冊には、「詩」類を除いて一四八篇の「文」 のように大部の構成となった。

志集成』本の凡例とは別文)には、つぎのような興味深い記述が存在この藝文志について、東洋文庫蔵本の巻頭にある凡例(『中国地方

す る。 。

削するに從ふ。(傍点は小林) 其の尋常の吟咏及び往來酬酢の諸作詩文は、佳と雖ども概ね刪治、風土、宦績、名教に關り有る者のみ、方めて登載を行ひ、、舊志の藝文を採刻すること、之を太だ濫に失す。今は惟だ政

式を採用したのは、少なくとも同時点までは、 文章でだけ、篇ごとに必ず新しい刻板の最初の行から始め、 厳選する意向がまだ生きていたと考えられる。藝文志の補載と増載の うとするならば、こうした方針は補載と増載の部分に限定して適用す りつめるために、道光志の整版をそのまま利用する原則と両立させよ とで、どの時点まで自覚されていたのか。たしかに、経費と工期をき 道光志とは違った、収載文を厳選した藝文志を編むことが、いずれか 違った意味をもってくる。 雑多な文章がむやみに収載されていることに対する否定的判断と結び 収という評価、すなわち、「政治、 ところが、ここではそれが、 凡例中に頻出し、また実際に取捨の基準は主観的で曖昧なものである。 段の記載は、多少のヴァリエーションはあるものの、 除することを想定していたからに違いない。 し頁を振らず丁番を篇ごとにつけるという、 目に見えている。それでも、府呈稿本を刊刻した時点では、 の時点で一度は確認されたことを意味する。それは、どの時点でのこ つけて提示されていることによって、 ることになり、道光志の原載部分とバランスを欠く結果となることは 「政治、 風土、宦績、 名教」に関係する文章だけを登載するという後 すなわち、 「舊志」(道光志)の藝文志に対する「濫 風土、宦績、名教」に関わらない 會昌縣志局の編纂担当者の間で、 単なる一般的な凡例の記載とは 変則的で分かりにくい方 稿本の収載文を後に削 多くの地方志の 収載文を

らず、多くの誤りや遺漏、あるいは不適切な収載を含む未完成の稿本したがって、問題は、府呈稿本の杜撰さを確認することだけに留ま

夫

林 幸

小

検討してみよう。 であるが、これを具体的に示す史料はない。そのため、 完成品としての縣志が作られていく過程こそが検討されるべき 『中国地方志集成』 本との内容を比較し、 ここでは、 両者の違いを 東

例記載に当たる内容は、 無いため記さなかったと述べたことに続けて、 文志内への 替えられ、藝文志についての記載は、 定本として通行する『中国地方志集成』本では、 「書籍・金石」の載入について、會昌縣内に採るべき作が 次のように改められている。 「通志章程」に示されている藝 東洋文庫蔵本所載の凡 巻頭 の凡例は差し

此次登する所の詩文は、凡そ地方に關り有る者始めて選に入 餘は則ち名人の手筆、間々一、二を取る。

した凡例は書き直されなければならなかった。 六年後の同治志はどうなるのか。 収載したのが の文が収載されているが、康煕志か、康煕一四(一六七五)年刊刻の康煕 たことは確実である。 更は加えられなかった。藝文志中の収載文を厳選する方針が放棄され 後に収載文を厳選していく余地は残されていた。ところが、 する状態にあったが、 収と評した道光志と変わらないどころか、むしろそれをいっそう増幅 例の記載に反して、 濫」の句が消えたことの意味は大きい。東洋文庫蔵本の段階でも、 あいまいな表現に変わっているが、 前記した府呈稿本の凡例の記載に比べ、 て刊行された 「濫収」ならば、 『會昌縣志』では、府呈稿本の藝文志の内容に大きな変 実際に藝文志中に収載されている文章類は、 しかしそれはまだ未定稿本の段階であり、 會昌縣の前志のうち、 康煕志から一五〇年後の道光志に六六篇を これを約二倍に増幅した道光志から四 少なくとも、 何よりも「舊志採刻藝文、 『會昌縣志』の藝文志には一 いっそう抽象的で収載基準の 国内で見ることの出来る 道光志を 濫 定本とし 収と評 失之太 その

もちろん問題は収載文章の量ではなく、その内容である。

あり、 と訓導、 れたのは、 く同じではなく、若干の増減がある。 府呈稿本と定本との二種類の版本間で、 「重修湘樓並修城溝記(王驥)」、 道光志の序文を補した最初の一篇を除き、 すなわち同治 「會昌縣志舊序 『會昌縣志』の「纂修」二人の作である (蔣啓敡)」、 「重建湧金井記 重修湘江第 府呈稿本に対して定本で追加さ 藝文志に収載された文章は全 會昌縣の現職の教論 (陳良棟)」 一樓記 (陳良棟)」、 の四篇で

文庫蔵本の第七冊と第一〇冊に収載されていた次の七篇であり、 収」が容認されたことからすれば、 に存在しながら、定本で削られた文章があることに注目される。 も近年の作である。 方に積極的な意味があったと考えられるからである。すべて、 その一方で、藝文志全体から見れば僅かな量ではあるが、 加えられたことより削られたこと 府呈稿本

記 第七冊 (宋廷桂)。 8省垣試館記 (蕭郁文)。 ⑤報銷原委記。 16 重 建蓮峰寺

n

第一〇冊 (張汝霖)。)重修猫子寨記 迎業總戎殉難記 (宋廷桂)。 (張汝霖)。 18會邑樟坑金華山生佛記 ⑩劉北斗孝子入洪涛救母 (蕭郁文)。

者の関係が、 られていることに意味がなかったとは考えられない。この削除 程における役割の分担関係は不明であるものの、 ある。王驥と、 このうち、宋廷桂の二作が削られた理由は明らかではない。 汝霖・蕭郁文らの側が府呈稿本の時点ではまだ「濫」載というほ 記した凡例の書き直しとも対応したものであったことが推測され、 述べていた、王驥とともに同治『會昌縣志』の編纂に参与した当人で 張汝霖と蕭郁文の二人は、王驥が「編集成書に精を殫し慮を精す」と 藝文志の収載文を厳選していく意向を持っていたと考えられる。両 編纂方針の対立というほどの深刻なものであったのか、 張汝霖・蕭郁文の二人との関係の具体的内容、 編纂当事者の作が削

本意なものであったことは確実であろう。の意向に沿う書物であり、張汝霖や蕭郁文らの地方紳士にとっては不いものの、定本として刊行された同治『會昌縣志』が、「纂修」王驥それとも単に縣志の編纂に臨む立場や姿勢の違いなのかは確定できな

また、編纂を担当した王驥と會昌縣知縣劉長景との関係も問題となる。府呈稿本すなわち東洋文庫蔵本第三冊の巻一九、秩官志に貼付された劉長景名の簽紙は、一見して劉長景が刻本の内容を点検し、編纂れた劉長景名の簽紙は、一見して劉長景が刻本の内容を点検し、編纂れた劉長景名の簽紙は、一見して劉長景が刻本の内容を点検し、編纂の政績を補載するものであった。すなわち、劉長景名の簽紙の貼付とか写清稿の作成とが連動していたことは疑い得ない。

程では、表現方法が変わったに過ぎなかった。行われており、同治『會昌縣志』の府呈稿本から完成した定本への過編纂者の努力は、あからさまな形で、あるいはより巧妙な方法で広く地方志修刊当時の現任地方官の政績を地方志中で顕彰しようとする

(の校訂がきわめて形式的かつ杜撰なものであったことを物語る。これは、二種の刊本の比較を通じて見てきたように、稿本から定本

おわりに

の名で添付された一枚の簽紙を除き、贛州府志局内部で府呈稿本から簽紙などの手書き類は、會昌縣側で挿入された抄写清稿と知縣劉長景會昌縣から贛州府に上呈された稿本であり、この刊本上に貼付された以上にみたように、東洋文庫が所蔵する同治『會昌縣志』の刊本は、以上にみたように、東洋文庫が所蔵する同治『會昌縣志』の刊本は、

編纂担当者により書かれた。府志に採入すべき情報を取り出す作業の過程で、同治『贛州府志』

0)

確を期すことは副次的な問題であった。
新事が追加されればよかったのであり、地方志の記載内容の詳細・正容に対する関心は希薄であった。極端な場合には、舊志にいくらかの対して地方志を完成することがまず目指されたのであり、地方志の内は異なっていた。多くの地方官にとっては、上級地方官からの督促には異なっていた。多くの地方官にとっては、上級地方官からの督促には異なっていた。

らの手で進める「紳修」の地方志を出現させることに繋がっていった。手で行うことを通じて追求されたが、さらに、地方志の修刊自体を自地方志の中でも、多くの場合にあっては、実質的な編纂を地方紳士のは、当該地域に生きる地方紳士層の中で問題にされ、それは「官修」これに対して、地方志の中に、何を、どのように残すかということ

註

- ○三年)参照。 ○三年)参照。
- (2)拙稿「『光緒桐郷縣志』の編纂過程について」(『熊本大学文学部論叢
- (3)劉坤一「設局續修通志摺(同治九年三月二八日)」(『劉坤一遺集』奏六一号、一九九八年)参照。

疏卷之六

4) 地方志の巻頭掲載の 編纂者と見なせる人物を掲げた。 分からないこともあるため、ここでは、 李大觀「續修信豐縣志序」。同治 『雩都縣志』 巻末、 「修志姓氏」(纂修銜名)等では、 洪祖皓 「重修邑志跋」。 同治 『興國縣志』巻末、 『贛縣志』巻末、 以下の序・跋によって実質的 同治 『信豐縣志續編』 鍾音鴻「跋」。 実際の役割が 跋。

同治 鴻澤 遠縣志』 『會昌縣志』(『中国地方志集成』本) 「續修龍南縣志序」。 巻首、 歐陽鐸 「重修安遠縣志序」。 同治 『定南廰志』 巻首、 巻首、 光緒 王驥 『龍南縣志』 王言綸「増修定南廰 同治 巻首、 安 胡

- (5) 同治『贛州府志』巻六四、藝文志、志目。
- (6) 同治『贛州府志』巻首、魏瀛序。
- (7) 同治『贛縣志』巻末、跋。
- (8) 台湾・成文出版社の『中国方志叢書』華中九○四号に収められた(8) 台湾・成文出版社の『中国方志叢書』華中九○四号に収められた
- たと書かれている。の凡例第二項にも、篇首以外の「各門は一に舊貫(道光志)に仍」っの凡例第二項にも、篇首以外の「各門は一に舊貫(道光志)に仍」っ(9)同治『會昌縣志』(東洋文庫藏本)卷首、續修凡例の第二項。通行本
- (1) 同治『會昌縣志』(『中国地方志集成』本)巻首、跋。
- 利用されている形跡は、地方志中にしばしば見られる。 、とあるように、この時同じ方法がとられており、舊志の整版が再修長寧縣志序」に、「舊本之已有板帙者、悉循其故、辭新増者、隨付梨(1)同じ贛州府の長寧縣でも、光緒『長寧縣志』巻首、知縣黄光祥の「五
- が生じたのであり、「落丁」ではない。
 五、六、八─一三、一五、節烈ノ四─三六頁■落丁」という日本語の注意書きがあるが、道光志で年代順に並べられていた人物志と列女志において、同治志では子目を立てて配列し直した結果、こうした混乱において、八─一三、一五、節烈ノ四─三六頁■落丁」という日本語のが生じたのであり、「落丁」ではない。
- 1. (3) 清稿は八枚あり、通行本で補載されている位置とともに示すと次の(3) 清稿は八枚あり、通行本で補載されている位置とともに示すと次の
- ①巻四、城池志、六・七葉間「亂石墟……」。②同前、九・一〇葉間

- 卷四、 署……」 六表)。⑦巻九、書院記畧、三表「義學……」(通行本、一二表)。⑧巻 (通行本、 「保安亭……」(通行本、一三表)。③巻五、山川志、一八裏「三黄灘……」 五 城池志、一一表)。⑥同前、 關津志、五・六葉間「五里排……」(通行本、九表)。 (通行本、 卷一五、 九表)。 關津志、六裏)。④巻八、公署志、 ⑤同前、 五・六葉間「社穀倉……」(通行本) 四・五葉間 「臨清門……」 四・五葉間「縣 (通行本、
- 次の通り(〈 〉内は小字)。(14)同治『會昌縣志』(東洋文庫藏本)巻十九、秩官志、一九裏。原文は

米等物、 存典生息、 多方勸諭、並將縣署前門改造、 劉長景□湖南人、同治八年署 是日演戲稱觴、衆情歡洽。又送百歳老人許聞茂頂帽補服、 十一月、邀集城内耆老十人、 而械鬪之案從此稍息。又見會昌公項甚少、乃捐廉及湊集書院興 并罰款邉銀共三百元、 送孝子劉北斗錢米等物、 毎年収其餘利、 爲各廩生來縣保結永遠薪水費。 爲庚午科諸生郷試費。 并臨難救母劉北斗、 〈甫到任、 照牆加高數尺、 而尊老孝親之風、 見會昌械鬪案多、 顏以「化民成俗」四 至縣署内行養老禮 又捐銀邉壹百元、 聞於合邑矣〉。 同治九年

- (15) 同治『會昌縣志』(『中国地方志集成』本) 巻首、
- 込みがある。 巻二一、名宦志の各巻中、複数人の上部欄外に「舊志載」などの書き巻二一、名宦志の各巻中、複数人の上部欄外に「舊志載」などの書き、
- (6) 同治『贛州府志』巻五六、人物志、善行、三二裏・三三表。ただし、(6) 同治『贛州府志』巻五六、人物志、善行門で孝友門とは逆に載入すべき人物を選んだのは、『會昌縣志』の立伝が九五名と多いため、一人一人に物を選んだのは、『會昌縣志』の立伝が九五名と多いため、一人一人について孝友門のような検討を行うことを放棄し、顕著な事蹟のあるものだけを摘出していったからであると考えられる。
- (17) 同治『贛州府志』巻五六、人物志、孝友、三五裏~三七表。最後の

- 朱宗慶伝の末に「以上參會昌縣志新増」と註記されている。

- (2)「小簽」は⑰重修猫子寨記(宋廷桂)の箇所に挟まれているが、明ら(2)「小簽」は⑰重修猫子寨記(宋廷桂)の箇所に挟まれているが、明ら
- (21) 同治『贛州府志』巻首、凡例、の第一項
- (22) 同治『贛州府志』巻首、纂修姓氏。
- (2) 同種の記述は第一○冊にもあり、筆蹟は長簽と同一人と思われる。
- 剥がし、「李志載」の朱印と墨書で代用したことは明らかである。 「見李志山類」という小簽が貼付されている例のように、ほとんどすべて脱落しているものの、「見李志名蹟」、「載李志藝文」などの簽紙が残で脱落しているものの、「見李志名蹟」、「載李志藝文」などの簽紙が残るれているのの、「見李志名蹟」、「載李志藝文」などの簽紙が残る。 第一二冊の後半、藝文志の「詩」類では、一表、萬竹石(戴玠)に
- 馮士傑「跋」。(25) 同治『瑞昌縣志』卷首、姚暹「續修志序〈省呈稿本〉」。同書、卷末、
- (26) 光緒『吉安府志』巻首、劉繹「重修吉安府志後序」。
- 八五年、五〇七頁、ほか。 (27) 中国科学院北京天文台主編『中国地方志聯合目録』中華書局、一九
- (28) 同治『萬安縣志』(重校本)巻首、謝觀國「重校志記名籍」。
- (29)同治『安遠縣志』巻首、黄瑞圖「重修安遠縣志序」。清代の地方志鑒

- 定制度」(『熊本大学文学部論叢』九三号、二〇〇七年)参照。定制度が機能していなかったことについては、拙稿「清代の地方志鑒
- 内)は次の通り。
 (30) 東洋文庫蔵本と『中国地方志集成』影印本における掲載頁(カッコ
- 六頁)。 胡紀章 續輯孝友門、七〇表(二一九頁)、續輯忠義門、二四裏(一九

る なお、 劉氏張世良妻 凌氏王四福妻 龍氏文漁斯妻 **凌氏の卒年は重載のそれぞれで異なっているが、見逃されてい** 節婦門、 節孝門、 節婦門、 三四裏 三二裏 (二五九頁)、一四表 (二五〇頁)。 二七裏 (削除)、 (二四一頁)、二五裏 節孝門、 三七裏 (二四三頁)。 (二三七頁)。

- (31)同治『贛州府志』巻首、李志凡例
- (32) 同治『會昌縣志』(『中国地方志集成』本)巻二二、人物志、續輯
- (33) 同治『會昌縣志』(東洋文庫蔵本) 巻首、續修凡例、の第九項
- (3)同治『會昌縣志』(『中国地方志集成』本)巻首、凡例、の第九項
- 35 削除が加えられている。 物志、四裏、 伝本が縣志から府志に採入する人物を選ぶ過程で用いられたことが分 昌人」と加筆されているから、 ○名ほどの伝記に対しても行われており、 『會昌縣志』は中国国内にも伝本の少ない稀覯本であるが、巻一一、人 康熙 『會昌縣志』 劉滄崖伝の上部欄外には○印が附され、志文にも加筆と 卷一四、 同様の加筆と削除は列傳と文學、忠節門の一 藝文。なお、 府呈稿本であるか否かは別として、 いずれも人物名の次に 内閣文庫の所蔵する康熙
- 四二一頁。 四二一頁。
- (37) 前註(10) に同じ。

- (39) 前註(13)・(18) を参照。
- 40 用 州の夏津縣で知縣方學誠を「總裁」とし、教論梁大鯤を「纂修」とし 補したものであるが、 らが刊刻した原刊本を、 文庫が所蔵する該志の刊本は、 志考稿甲集』第三編、 編纂亦佳」と、その内容に対する高い評価がある一方で、瞿宣頴 る方學成の作が収載されている。該志に対して、中国科学院図書館整 至る各篇の冒頭に方學誠の序論を掲げ、巻六、官守志、政績、 なかったことと対照的である。 補載したにとどまり、 い事例として、江西省廣信府の康熙『貴溪縣志』が挙げられる。 ~四四表、 て刊刻された乾隆『夏津縣志』がある。該志は、疆域志から藝文志に 代表的な事例としては、 『續修四庫全書提要』三四、齊魯書社、九七頁、の「是志搜羅甚富、 無足取也」と手厳しくこれを批判している。これよりは分かり難 に方學成の伝記があり、巻一○、藝文志には四○篇を超え 山東、 増補内容は職官誌にかれら自身の事蹟を詳細に 選擧誌の記載が康熙九年の進士までで追補され 康熙二二年に知縣高駿升・教諭羅鵬鷊らが増 乾隆六(一七四一)年に、 三五裏は、 康熙一一(一六七二)年に知縣畢士俊 「綜觀全書、 似專爲方氏鋪揚之 山東省臨清直隷 四二表